

刻用辰四刻。避河魁。曆減門也。

〔朝野群載十五〕陰陽寮略○中

擇可被赴向任國雜事日時

出門日時 今月廿七日甲午 時戌 辰方角

件日時出行者以甲乙日不可入境又忌諸日申酉時○中

天仁三年六月七日

陰陽助賀茂家榮

〔北條五代記五〕下總高野臺合戦の事

聞しはむかし、さがみ北條氏康と、安房里見義ひろた、かひあり、然に太田みの、守、武州岩村に有て、謀叛をくはだて、義弘と一味するによつて、義弘義高父子、下總の國へ發向し、高野臺近邊に陣をはる。○中 氏康、諸老を召あつめていはく、遠山富永をうたせ、無念やん事なし、時日をうつさず、一戦をとぐべしと評讐とりぐ也。○中 氏康かさねていはく、今朝辰の刻のた、かひをかんがふるに、敵は東方に陣し、出る日の光をかゞやかす所に、みかた西より向て劔光をあらそふ事、是孤虚のわきまへあらざるがゆへ、遠山富永勝利うしなひたるなり、然に今はや未の刻も過、東敵は入日にして、みかたの後陣に影きへぬ、時のうらなひ吉事を得たり、其上當年は甲子なり、甲子は殷の紂がほろぼされ、武王は勝る年也、義弘は紂に同意し、氏康は武王に比して、かれを討ん、玄かのみならず、先祖の吉例多し、○中 あまつさへ、孤虛支干相應する事、われに天のくみする所なり、時刻うつすべからず、無二に一戦に治定す、○中 比は永祿七年甲子正月八日申の刻に至て、氏政軍兵、近々とをしよせ、鯨波をどつとあぐる。

〔月令廣義二十四〕陰陽○中

黃道時子午日、子丑卯午申酉時、丑未日、寅卯巳申亥時、寅辰巳申酉亥時、巳亥日、丑辰午未戌亥時、黃道時吉、餘皆黒道、